

No.	項目	質問	回答
1	公募対象	非化石証書（再エネ指定）を相対契約で調達して供給する場合は、申請対象になりますか？	申請対象になります。
2	公募対象	非化石証書（再エネ指定）は、FIT非化石証書も含まれますか？	FIT非化石証書も、非FIT非化石証書も含まれます。
3	公募対象	提供している電力プランはあくまで家庭用電力ですが、こちらも申請対象になりますか？	家庭用電力も申請対象になります。
4	公募対象	販売期間が定まっている、または既に終了しているメニューも申請対象ですか？	2021年3月～2026年3月にかけて販売を予定しているメニューが申請対象になります。また、既に販売が終了しているメニューは申請の対象外となります。
5	公募対象	メニューは作成済みであるものの、まだ1件も契約されていません。この場合、申請の対象になりますか？	各公募で指定している期限内に供給可能であれば、過去の供給実績がなくても申請の対象になります。
6	公募対象	新規契約は2021年3月～2026年3月の途中で終了する予定であるものの、それまでに契約していた方は継続して2026年3月までメニューの利用が可能な場合は申請対象になりますか？	申請対象になります。
6	公募対象	小売電気事業者の取次業者が提供するメニューは申請対象になりますか？	申請対象になります。
8	公募対象	主契約ではなく「主契約に付帯する追加契約」とする場合であっても、申請対象となりますか？	申請対象となりますが、契約する方が混乱しないよう、再エネ対応のものは従来のプランとの違いが分かり易いようプラン名の変更や条件の明記などの対応をお願い致します（例：●×△メニュー（再エネ特約時のみ））。
9	公募対象	申請済みのメニューを取次店が扱う場合、追加で申請は必要ですか？	同一メニューである場合、追加で申請は不要です。ただし、同一メニューであることを確認可能な書類とともに事務局にお知らせください。
10	応募条件	ホームページアドレスが決定していない場合は、どうすればよいですか？	申請自体は可能ですが、可能な限りお早めに掲載していただく必要がございます。申請書には「未定」と記載し、また公表予定時期が決まっている場合は「未定（○月○日公表予定）」と記載したうえで、ホームページが決定しましたら変更届をご提出ください。
11	応募条件	再エネメニューを販売していますが、まだクレジットの無効化申請を行っていないため、その通知書が手元にないのですが、その場合は申請可能ですか？	申請可能ですが、申請書の様式4「証書調達に関する誓約書」のご提出が必須となります。
12	応募条件	メニューの要件として、「発売済または2025年7月25日（金）までに発売予定のメニュー」とありますが、ここで指す「発売」とは「受付を開始できる」状態ですか、それとも「メニューに基づく供給を開始している」状態ですか？	「メニューに基づく供給を開始している」状態を指します。
13	応募条件	再エネプランの供給量について、下限はありますか？	下限はありませんが、当該メニューを契約した全ての補助金申請者に対して本事業で定める再エネ100%電力を提供する必要があります。
14	応募条件	メニュー名は単に「〇〇プラン」としようと思っていますが、〇〇プラン（低圧電灯）、〇〇プラン（低圧電力）、〇〇プラン（高圧電力）などもっと詳細若しくは具体的なメニュー名でなければいけませんか？	メニュー名に関する規定はありませんので、どちらでも構いません。仮に契約書・検針票等に記載するメニュー名とこの度申請するメニュー名が異なる場合は、補助金申請者の書類審査が可能とならず、メニュー名の対応関係を事務局にお知らせください。
15	申請書類	販売量の一部が自社所有発電設備による直接調達、一部が相対契約による直接調達、一部が証書調達の場合、どのような申請書類を提出すればよいですか？	公募要領に記載の申請資料のうち、（1）販売量全量に対して証書付のメニュー、（2）販売量全量が自社所有発電設備による直接調達であり、上記の証書を取得していないメニュー、（3）販売量全量が相対契約による直接調達であり、上記の証書を取得していないメニューで求められる申請資料を網羅ください。なお、ケースによって書類の必須・任意が異なる書類は、必須として提出ください。
16	申請書類	証書の写しについて、発行年度や対象年度の指定はありますか？	この度申請するメニューに使用している証書のうち、ご提供可能な直近一年間（難しい場合は提供できる期間）分の写しをご提出ください。一例として、ご提出可能な直近一年間分が2023年度分となる場合は、この写しをご提出いただくことで構いません。
17	申請書類	当該メニューに使用した非化石証書量は、2025年6月に報告する排出係数の報告書の中にも記載することになりますが、その内容と今回報告する内容に差異が生じて問題ないですか？	この度ご提出いただいた申請書類は、本事業における再エネ電力メニューの合否判断にのみ使用させていただきます。そのため、当該メニューに使用した非化石証書量について排出係数の報告書と差異が生じても構いません。
18	申請書類	チェックリストの※2「この度申請するメニューについて、証書の調達が既にされている」の意味は、「供給済みについて確実に証書調達済み」という意味でしょうか、「将来供給分について既に証書を手当てしている」という意味でしょうか？	供給済みについて証書調達済みであることを確認します。
19	申請書類	詳細の料金区分や料金単価までの記載は申請時には必要ないでしょうか？	料金区分や料金単価までの記載は申請時に不要です。
20	申請書類	メニューの電源構成を示す書類およびメニューのCO2排出係数を示す書類については、HPや報道発表資料の写しでもよいでしょうか？	HPや報道発表資料の写しで対応可能です。
21	申請書類	証書付メニューのうち、クレジットの使用を考えています。無効化通知書が必要と明記されていますが、こちらは何に対する無効化通知書でしょうか？	「クレジットの「無効化」とはクレジット登録簿上でクレジットを無効化口座に移転し、それ以降移転できない状態にすることを指します。貴社がクレジットを使用したことを証明するために、クレジット事務局が発行する無効化通知書をご提出ください。
22	申請書類	供給エリアの拡大を予定しています。申請書にどう記載すればよいですか？	様式2の「メニューの供給エリア備考」欄にその旨を記載ください。
23	申請内容の変更	申請書の記載内容に変更が生じる予定です（再エネ電力メニューを提供済ですが、ページの改修や追加等を予定しています）。この場合、様式1の再提出が必要ですか？	申請書の記載内容に変更が生じる場合、変更後の内容が確定した段階で、変更届をご提出ください。
24	申請内容の変更	「メニューに関するホームページ」について、確定し既に公表していますが、リスト上の「●年●月●日までにURL決定予定」という部分を実際のURLに修正する場合でも、変更届の提出が必要ですか？	変更届の提出が必要です。
25	申請内容の変更	変更届の提出について、都度受付している理解で合っていますか？また、リストの変更に必要な期間はどのくらいですか？	変更届については、都度受付をしています。また、変更届の内容は、通常変更届のご提出から2-4週間程度でリストに反映されます。
26	申請内容の変更	担当者が異動等で変更となった場合でも変更届の届け出が必要ですか？	変更届の提出が必要です。変更内容の欄に「担当者変更」と記載いただいたうえで、（2）責任者及び担当者に関する事項の欄に新たな担当者の情報をご記載ください。
27	メニューの契約期間	本補助金を受給される方は、4年間は再エネ電力100%調達要件への対応が前提ですが、途中で別の対象メニューに切り替えることは可能ですか？	途中で別の対象メニューへの切替えが可能です。
28	メニューの契約期間	本補助金を受給される方へ提供する再エネメニューの契約期間は「4年縛り」である必要がありますか？	4年間である必要はありません。
29	環境省HP公表内容	再エネ100%電力メニューの一覧は、どのような内容が公表されますか？	申請団体名、メニュー名、メニューの供給対象・供給エリア、メニューに関するホームページ・連絡先(電話番号・E-mail等)は、メニューを活用しやすくするために公表を予定しています。下記サイトの「再エネ100%電力メニュー一覧」においてメニューの公表をしています。ご参照ください。 <a href="http://www.env.go.jp/air/100.html">http://www.env.go.jp/air/100.html</a>
30	公募結果の広報	環境省HPにて公表されるメニュー一覧に掲載された場合は、小売事業者のウェブサイトや広報にて掲載の旨を記載してもよいですか？	小売事業者のウェブサイトや広報にて掲載の旨を記載いただいで構いません。
31	今後の公募予定	次回公募はいつになりますか？	2025年度については夏と秋の2回の実施を予定しております。公募が開始いたしましたら下記環境省HPにて掲載いたしますのでご確認ください。 環境省HP： <a href="https://www.env.go.jp/air/2310023100.html">https://www.env.go.jp/air/2310023100.html</a>
32	公表の取り消し	公募要項に「③事務局からの連絡及び依頼事項（フォローアップ対応等）に対処を行わない場合」に好評の取消しを行うことがあるとの記載がありますが、フォローアップとは具体的にどのようなものになりますか？	フォローアップでは、申請いただいた証書の調達を証明する証書の提出をお願いしております。具体的な証書の調達を証明する書類は以下の通りとなります。 ・非化石証書（再エネ指定）：非化石証書口座保有量証明書、トラッキング付非化石証書権利確定済高証明書又はJEPXの非化石価値取引市場システムから発行された非化石証書 ・グリーン電力証書：グリーン電力証書発行実績一覧 ・J-クレジット（再エネ電力由来）：無効化通知書および再エネ電力量を記載した書類 実施時期については1年に1度、夏頃を予定しております。 開始に際しては事務局よりフォローアップ開始のご連絡を差し上げますので、ご対応の程をお願いいたします。